

令和8年8月7日

五戸町議会第20回臨時会提出議案

五 戸 町

第20回臨時会に付議する事件

- 報告第 3号 地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について
(工事請負契約の一部変更について)
- 議案第78号 工事請負契約の締結について(五戸中学校改築工事)
- 議案第79号 五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第80号 令和8年度五戸町一般会計補正予算(第2号)・・・・・・・・・・別冊

報告第3号

地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月7日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

専決第9号

専 決 処 分 書

令和7年4月28日に開かれた五戸町議会第11回臨時会において原案可決した議案第57号工事請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年7月28日 専決

五戸町長 若 宮 佳 一

工事請負契約の一部変更について

1 変更事項

バ・オール建築等施設整備工事に一部設計内容の変更が生じたため、契約の一部を次のとおり変更する。

契約の額 834,559,000円

（変更前の契約額 848,859,000円）

2 専決処分の理由

五戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により、議会の議決に付すべき契約であるが、請負契約金額の100分の5の範囲内での変更であり、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任によって町長において専決処分することのできる軽易な事項として指定されているため。

議案第78号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 契約の目的 | 五戸中学校改築工事（第53号） |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型条件付一般競争入札（郵送方式） |
| 3 | 契約の額 | 2,932,600,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 鴻池組・大山建工特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 | 株式会社 鴻池組 東北支店 |
| | | 執行役員支店長 石村 彰生 |
| | 構成員 | 株式会社 大山建工 |
| | | 代表取締役 大山 重則 |

令和8年8月7日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

五戸中学校改築工事の請負契約を締結するために提案するものである。

議案第 79 号

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 7 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

病院事業について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者に管理を行わせるため、所要の改正を行う必要があることから提案するものである。

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成１７年五戸町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表中「施設名」を「公の施設の名称」に改め、同表に次のように加える。

１６	病院事業
----	------

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定（別表に１６の項を加える改正規定を除く。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。